

「なんでも買い取る」と自宅に電話があったので訪問を了承し、訪れた男性に不
用な着物を査定してもらった。あまりに安く感じたが、買い取ってもらうことにし
た。貴金属も鑑定するとしつこく言われ、売るつもりのないネックレスなどを見せ
た。男性は貴金属3点を1,700円で買い取ると一方的に言い、代金と領収書を強引
に渡してきた。怖くなり売ってしまったが、クーリング・オフで契約を解除したい。

(70歳代 女性)

「不用品を買い取るというので家に来てもらったら強引に貴金属を買い取られた」
など、自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入に関する相談が、全国の消費生活セ
ンターなどに寄せられています。特に65歳以上の高齢者からの相談割合が全体の6
割以上を占めているのが特徴的です。

物品を買い取る事業者は、消費者に対し物品の種類や、購入価格などの必要事項
を記載した書面を交付する義務があります。書面の交付を受けた日を1日目として、
8日間は「クーリング・オフ」により無条件で契約を解除できるほか、物品の引き渡
しを拒むことができます。

また、訪問購入では、事業者が消費者宅を突然訪問して勧誘することや、事前に買
い取りを承諾していない物品について売却を求めることは禁止されています。

事業者が強い口調で強引に買い取ろうとしたり、退去を求めたのに帰ってくれな
かったりして、恐怖を覚えたら、ためらわず警察に通報しましょう。訪問を了承した
際も、一人では対応せず家族や友人など複数人で対応すると安心です。

クーリング・オフの手続きについては、県ホームページ「クーリング・オフの活用」
を参考にしてください。